

令和5年総務常任委員会概要記録

(会期中)

○日時 令和5年12月6日(水) 午前9時30分～午後2時43分
 ○場所 議会特別会議室

委員の出欠状況(出席=○ 欠席=×)					
職	出欠	氏名	職	出欠	氏名
委員長	○	村尾光子	副委員長	○	松山裕
委員	○	坂倉司	委員	○	西本由利子
委員	○	石川信夫	委員	○	秋山幸男
			出席 6人 欠席 0人		

説明のために出席した者			
職	氏名	職	氏名
総合政策部長	伊澤巳佐雄	総務部長	倉井和行
市民生活部長	直井満	総合政策課長	黒川信夫
総合政策課長	米井正和	市民協働推進課長	西松治彦
総務人事課長	荻原剛	財政課長	篠崎国男
契約検査課長	野口政人	税務課長	富永康則
安全安心課長	上野和芳	市民課長	長塚章
環境課長	若林毅	行政委員会事務局長	濱野岳仁

事務局			
職	氏名	職	氏名
事務局長	五月女治	議事課長	篠崎正代

○議員傍聴者 加藤議員、鈴木議員
 ○一般傍聴者 3名

1. 開 会
2. あいさつ 村尾光子 委員長
3. 概要録署名委員の指名 秋山幸男 委員
4. 事 件
 - (1) 付託議案等審査について

《質疑・意見》

[債務負担行為補正]

- 坂倉委員： グリーンタウンコミュニティセンターは3年間で1,440万円であるが、それに比較して、新しくなった薬師寺コミュニティセンターは2,100万円と高額に感じるが、理由を伺う。
- 市民協働推進課長： 各コミュニティセンターの指定管理料は、業務内容によって金額が違う。薬師寺コミュニティセンターは敷地内に芝生広場があり、樹木の管理もお願いしているためである。

- 西本委員： 「債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書」に関する説明を願う。また、指定管理業務が対象となっているのはなぜか。
- 財政課長： 債務負担行為について、通常の前年度予算は単年度完結となるが、あらかじめ複数年にわたり契約行為が見込まれるものは、事前に債務負担行為として議決をいただき、予算を担保していくということになる。
- 市民協働推進課長： 指定管理は3年契約が基本となっている。市の運用では、非公募指定の場合はおおむね3年、公募の場合は5年としている。地方自治法上、数年～10年以上の契約も問題ないが、事業を管理監督する市の立場から、年数は3年から5年として指定している。
- 西本委員： 債務負担行為補正の令和5年度から令和8年度の4年間で、債務負担行為の期間として考えているということか。
- 市民協働推進課長： 協定自体は令和6年度から8年度だが、令和5年度中に、指定管理するための手続きを進め、令和6年4月1日に協定を締結するため、議会の承認を得て債務負担行為をしておくものである。
- 村尾委員長： いわゆるゼロ債務負担行為ということか。
- 財政課長： お見込みどおりである。

- 秋山委員： グリーンタウンコミュニティセンターでの不適切な会計処理等の件について、担当では報告を受けているのか。
- 市民協働推進課長： 担当課としては正式に令和4年10月に会計の不適切な処理や、一部問題行動の報告が協議会からあった。課としても管理監督する立場から10月下旬に、会計の監査等を行った。本人の独断で会則にない行き過ぎた処理をしていたようであり、是正するよう指導した。令和4年12月に臨時総会を開き、是正する旨の処理をした。令和5年度総会では新たな会長が就任した。本人は令和5年1月に辞職し、協議会の一会員になっている。
- 秋山委員： 今後、なぜ起きたのか、再発防止のためにどのような措置を取っ

たか、取ってなければどのように考えているかお聞かせ願う。

- 市民協働推進課長： まずは、指定管理事業者を管理・監督すべき市が適切に管理・監督できていなかったことにより不祥事が起きてしまったことをお詫び申し上げます。今後は、会則にきちんと則った形で進めるよう、文書ではないが指導している。また、昨年10月に会計監査を行った際、是正指導通知は出している。
- 秋山委員： 当然こういった組織であるから、会計があり、監査がある。内部監査だけではなかなかすべてを把握できないということを考えると、補助金等市から支出しているものに対しては、議会からも選出している監査委員にお願いする方法も考えられる。実際に、社会福祉協議会や商工会は、ある程度期間を置いて2年に1回などでやっており、会計と内部監査だけでは分からなかったのだから、外部監査があると緊張感を持てる。要望としては、今後ぜひ外部監査が入れる仕組みづくりをお願いしたい。例年でなくとも、指定管理期間の3年に1回はするとか、内部で検討していただきたい。

[歳入]

23款1項1目 地域活性化事業債 脱炭素化推進事業債

- 秋山委員： 地域活性化事業債で、コミュニティセンター友愛館高天井器具LED化改修事業がマイナス390万円となっている。同額を脱炭素化推進事業債に振り替えている理由を伺う。
- 財政課長： 当初、地域活性化事業債で予定していた。令和4年度までの地域活性化事業債は分散型エネルギー、太陽光発電等を活用した施設整備事業や高効率照明器具の整備事業、つまりLEDに替える事業に関する項目があったが、昨年度に環境省から通知があり、令和5年度からは脱炭素化推進事業債が新たに創設されたことから今年度の地域活性化事業債から項目削除となり振り替えた。
- 秋山委員： 事業債の名称が変更ということで承知した。総括質疑でも質問したが、充当率90%で財政力に応じ30%から50%で縛りができるかと思うが、本市での充当率見込みを伺う。
- 財政課長： 脱炭素化推進事業債充当率は、エネルギー照明導入等については、財政力に応じて30~50%の範囲である。算出式として、交付税措置率はマイナス0.5掛ける財政力指数、プラス0.7となる。来年度、改めて財政力指数が決定したあとに決まることになるが、現在の財政力指数、0.7で計算すると35%程度の充当率になると考えられる。
- 秋山委員： この事業は以前現地調査をしたが、玄関の部分を全部変える必要はないのではないのか。それだけのルクスが必要なのか。別処山ではLEDにすることで球数も減り、消費電力も減るということで70くらい削減できるという話であった。実施設計をするにあたって、既存の照明をただ変えるだけでな

く、経費の節減になるよう減らすこと等、業者には伝えたのか。現地調査で出した意見に納得できる説明を願う。

- 市民協働推進課長： 委員には、新年度当初予算の審査で確認いただいたが、工事予算は令和5年度の工事請負費として442万2,000円を計上しており、これは実施設計業務委託をしていない。ライトの交換という形で考えていたため、工事費のみの計上である。本来は実施設計をして、照明度数や広がり方、数の削減を考えるべきであった。今回は17灯すべての電球をLEDに変えるという工事内容で今のところ進めることにしている。
- 秋山委員： 要望として申し上げるが、すべてをLEDにするだけの明るさは必要ないと思う。そこで読書するにしても、今の状況でも対応できるのもったいないと思う。万が一を考え、半分だけつけておくとか、すべては必要ないと思う。ただ変えるのではなく、6、7割削減しても支障ない場合は、一部変える工夫をして欲しい。経費削減のための小さな積み上げをする気持ちを持っていただきたい。全灯設置が最も適切な方法か、将来的な維持管理も含めた光熱費の削減になるか、たかが玄関かもしれないが、そういうところから積み重ねてつながっていく。再検討して欲しい。
- 市民協働推進課長： 今後工事に入るが、業者とは指摘にあったスイッチや明るさ調整等、可能かどうか含め協議していききたい。また設置後は、運営している協議会の方に、省エネの感覚を持って使用するよう指導していききたい。

[歳出]

2款1項7目 企画費

- 松山副委員長： 地方創生推進事業1,750万円の内訳を伺う。
- 総合政策課長： 本事業は、移住支援事業補助金であり、当初予算額は1,120万円で、交付済み額が1,050万円となっている。今後の転入見込み者に対する補助金額を足すと補助金合計が2,870万円となり、当初予算額から差し引いた不足額分を今回補正するものである。

2款1項13目 交通安全対策費

- 石川信夫委員： 石橋駅自転車駐車場リノベーション事業について、大きな事業になると、毎回補正があるような気がする。もう少し分かりやすく教えて欲しい。おおよそいつに建てられたものと分かっていたら、鉛が含まれているといったことも検討がつくのではないかと。3,500万円の補正について、なぜもっと早く分からなかったのか。
- 安全安心課長： 総括質疑の答弁でも申し上げたが、当初予算では概算で、短期的なものもある。掘みの数字であり、その段階では細かな有害物質の調査は間に合わなかった。事業年度となり本格的に取り組んだ実施設計により、初めて有害物質の調査をした結果、鉛が含まれていたことが判明した。今回、それ

を含めての詳細な実施設計が完成し、差額が出たということになる。

- 石川信夫委員： 工事請負費について、商売感覚的に普通の業者では、見積もりをすればその範囲内で誠心誠意やるものではないか。入札をかけるときは概算の数字で入札をかけるのか。業者もそれを知っていて入札をするのか。
- 安全安心課長： 詳細な実施設計で見積りをもらい、その数字を基に入札を行う。
- 石川信夫委員： 掴みの数字で入札をかけたということか。
- 安全安心課長： 当初予算要求段階の数字は概算だった。今年度本格的に入札を行うための実施設計書を作るため業務委託を行った結果、出た数字が今回の数字であり、それを基に入札を行った。

- 西本委員： 当初の設計では、カード決済可能な機械がつく計画だったと記憶している。画期的と感じたが、金額的に無理があるというような説明があった。結果的にいくらオーバーしてなくなったのか、いきさつを伺う。
- 安全安心課長： 自動精算機は当初のリノベーションの際の1つの項目として挙げていたが、実施設計を組むにあたり、現在の管理者であるシルバー人材センターとの協議もあり、休憩スペースを設けることとなった。人によるきめ細やかな管理が暖かいサービスに繋がることや、コスト面で、機械を入れた場合にランニングコストがかかっていくことを比べると、今後も管理者にお願いしていく予定である。
- 西本委員： つまり、今後もずっと精算は、機械ではなく人で続ける予定ということか。
- 安全安心課長： 将来的には、新たな機械が開発される可能性もあり、それが人と100%替わるかどうかは分からないが、作業の手間を減らす機械は導入し、管理は人に任せるといったように、共存できる方向では費用対効果を考え取り入れることも可能である。

[給与費明細書]

- 西本委員： 会計年度任用職員の期末手当は全員が対象なのか。または条件にあてはまる者のみか。
- 総務人事課長： 会計年度任用職員の期末手当対象者は358名中、238名で66%である。基本的には、6か月以上の任用期間となる条件に合致する者である。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第44号 令和5年度下野市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

《質疑・意見》

[歳出]

1款1項2目 賦課徴収費

○石川信夫委員：電算システム改修176万円の委託先と内容を伺う。

●税務課長：株式会社TKCであり、この後の条例の一部改正による、産前産後期間相当分の国民健康保険税免税措置に伴うシステム改修分を予定している。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第45号 令和5年度下野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

《質疑・意見》

[歳入]

1款1項2目 普通徴収保険料

○石川信夫委員：税収増のためかと思うが、2,300万円増の理由を伺う。

●税務課長：経済活動の正常化傾向に伴う被保険者の所得増加による調定額増加による補正である。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第50号 下野市コミュニティセンター条例の一部改正について

《質疑・意見》

なし

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第51号 下野市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

《質疑・意見》

なし

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第52号 下野市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

《質疑・意見》

なし

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第53号 下野市職員の給与に関する条例及び下野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について

《質疑・意見》

- 秋山委員： 特定任期付職員給料表1～4号給に該当する職員は何名か伺う。今後、該当する職員を採用する場合、この給与では難しい場合も想定される。条例で額が決められてしまうので、給与以外に手当の支給はできるのか。
- 総務人事課長： 本市において特定任期付職員の該当は1名の心理士である。5年を目途に採用している。号給については申し上げられないが、今後は、以前提案のあったようなDXに長けた者の採用も一案かと思われる。本市では、特定任期付職員ではないが、社会人枠のようなもの、土木や保健師のような特定技能・専門性のあるものについては年齢制限をあげ、一般採用と分けた採用を検討中である。また、いわゆる業務委託の形で派遣といったことも可能かと思われるため、幅広く検討していきたい。手当について、市独自で儲けることは正直厳しいと思われる。
- 秋山委員： そこを市独自で、提案して皆さんに承認してもらおう。同じ条件だと引く手あまたであり、本市を選んでもらうため、任期付きで事業を成功させるために来てもらうのであれば成果に対する報奨金など、魅力ある方策も考えてもよいのではと考える。難しいことだと思うが努力してほしい。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第54号 下野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び下野市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

《質疑・意見》

なし

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第55号 下野市部設置条例の一部改正について

《質疑・意見》

- 石川信夫委員： 9部29課から9部30課に改編されるが、職員数は増えるのか。
- 総務人事課長： あくまでも再編であり、職員を全体数で増やすものではない。
- 石川信夫委員： 建設水道部は、専門的スキルを持った職員を効率的に配置し、

各課の建築に関する工事を一括して受託する体制を構築するといった説明があったが、1つの部が一括して庁舎全体の入札をするということか。

- 総務人事課長：教育委員会は教育総務課中心に営繕の管理をしていく。それ以外のほぼ全ての課については、新たに整備課で営繕の管理をしていく。実際の設計や工事目的は各課で実施し、技術的指導等については一般事務職では難しいため、建築士や土木技術を持った職員が見て分業するイメージである。
- 西本委員：教育委員会は対象外だが、施設が沢山あるため困りごとも多いが、組織改編が援助となるのか、現状とこれからについて展望を伺う。
- 総務人事課長：先ほどの答弁を訂正する。実際受託するのは、水道部門は水道部門で、教育委員会は教育委員会、それ以外となる。各々に建築技術職がつくため、教育委員会の学校修繕等は教育総務課に技師を配置し管理する。
- 西本委員：今まではついていなかったがこれからつくということか。
- 総務人事課：今までもいる。教育総務課に建築士はいるので、その体制は維持していく。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第56号 下野市国民健康保険税条例の一部改正について

《質疑・意見》

- 石川信夫委員：改正理由はいろいろあったが、少子化対策と捉えてよいか。
- 税務課長：今回の産前産後期間の国民健康保険税軽減措置の背景については、子育て世帯の負担軽減と次世代育成支援等の観点から国で法整備され、それに伴い出産する被保険者の所得割、均等割の減免規程が新たに創設されたことによる。
- 石川信夫委員：少子化対策ということよいか。
- 税務課長：少子化対策も含めての子育て支援対策ということになる。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第59号 下野市コミュニティセンターにおける指定管理者の指定について

《質疑・意見》

- 西本委員：指定管理継続に関して何もなしというのは、どうかと思っている。宇都宮市は継続への審査結果をホームページで掲載しているが、本市においても継続する場合になんらかの取り組みや計画はあるのか。
- 総合政策課長：毎年、年度末に指定管理を行っている各課に依頼し、運営状況や非公募での選定理由をホームページで公表している。
- 西本委員：今回も継続に関しての情報が発信されるのか。

- 総合政策課長： 決定後は、ホームページで公表する。また、先ほどの答弁において、運営状況や非公募での選定理由をホームページで公表していると答弁したが、運営状況をホームページで公表しているに訂正する。

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

議案第66号 栃木県市町村総合事務組合規約の変更について

《質疑・意見》

なし

採決の結果、全員賛成により可決すべきものと決す。

5. その他

- 総合政策部長： グリーンタウンコミュニティの件について、大変申し訳ございませんでした。コミュニティ推進協議会は地域の方で組織しており、一般企業とは異なる。市より適正業務の管理について支援指導をしていかなければならなかった。大変反省している。今後このようなことが起きないように、市として支援・指導をしっかりとしていくとともに、委員から提案のあった定期的な監査等可能かどうか協議し、検討しながら再発防止に向けて対応していきたい。

○松山副委員長： 先ほどの移住支援事業の現在の件数と計画を伺う。

- 総合政策課長： 移住支援事業補助金交付済みは、世帯で4件、単身2件、世帯4件中、子ども支援該当が3件で、子どもの人数は6人となっている。また、転入済みで申請可能な件数と今後転入が見込まれる件数を合わせると9件あり、世帯7件、単身2件、世帯7件中、子ども支援該当が3件で、子どもの人数は10人となっている。

— 執行部退席 —

6. 事 件

(1) 陳情審査について

陳情第1号 選択的夫婦別姓の早期実現に関する陳情

[陳情者からの趣旨説明]

質 疑

- 西本委員： 陳情を出そうと思ったきっかけはなにか。プライベートを聞くようだが、自身の体験で不利益を感じたことがあるのかお聞きしたい。

●陳情者： プライバシーに関わる問題なので答える義務はないと考えるが、私は構わないのでお答えする。まず1点目、そもそも自身で具体的な不利益を被っていないとしても社会において不利益を受けている人がいて、その人の変わりに声を上げるといのはあって良いことで、自身が不利益を被らなくても声を上げる理由にはなるという前提として指摘する。私は現在自治医科大学の大学生で、そこでは各県の出身者同士で結婚協定を組んで、いわば卒業後にも一緒に生活するためには、結婚制度を使用しなければ協定を組むことができないという現実がある。今結婚はしていないが、パートナーがおり、婚姻するにしてもお互いに苗字を変えたくないという気持ちがあり、制度での不利益を避けたいといのは声をあげたひとつの理由になっている。個人的な経験がなくても、夫婦別姓は認められていい制度と思っている。

○坂倉委員： こだわる必要がないというのが私の個人的な意見である。不利益というが、クレジットカードの名義変更をしなければならぬという話は、1回やれば済むことであり、あなたにとっては不利益なのか。

●陳情者： クレジットカードの名義変更が具体的な不利益というよりは、キャリアの連続性という観点で、研究においては院生、学生の時から論文を書いていて論文に名前が載っていることは珍しくなく、例えば転職をするというよくなどきに実績を企業が調べたときに、名前が変わっていると、以前の名前が出てこない。そこで就職の不利益が起こる。研究者に限らず、ライターや弁護士等、自分の名前が仕事に直結し、名前が直接仕事の実績に関わっている場合、その連続性が途切れるという不利益は実際に起こっている。具体的な、運転免許証やクレジットカード等の手続きだけが不利益とは言っていないことを読み取っていただきたい。

○石川信夫委員： 意見書において、2015年の司法の場においてとあるが、陳情には入っていなかったと思うが、昨年3月22日に夫婦別姓を認めない民法や戸籍法の規定を違憲として、事実婚の男女7人が国に損害賠償を求めた。東京都と広島で2件の訴訟があり、最高裁は原告側の上告を退ける決定をしているということがあった。そういう事実があることはご存じか。

●陳情者： その件においては違憲ではないとなっている。そこで述べられているのは、訴訟の形として、夫婦同姓を強いる現在の婚姻制度が違憲であるという訴えに対し、違憲ではないという判断で、一方で選択的夫婦別姓を導入するか否かは、司法が夫婦別姓を認めるべきと言及する類の問題ではなくて、国会のほうで審議を進めるべき問題であると2015年の時点で提言されている。にもかかわらず、それから一向に国会で議論が進んでいないということを申し上げたいのが一点。また、違憲ではないとの最高裁の判決は出ているが、一方で2021年には4人から反対意見が提出されている。反対意見の中では、選択的夫婦別姓を認めないことは人格権の侵害であるとの意見もある。最高裁の決定が、現在の夫婦同姓が違憲とはいえないという判断を出したからと言って、

現在の法制度が問題ではない、国会で審議をする必要がない、という結論にはならないと思っている。

- 西本委員： 例えばパートナーと夫婦別姓であった場合、お子さんができた時どういう姓を考えるか。
- 陳情者： 日本以外で認められている多くの国では、基本的にどちらかの苗字をつけておいて、将来自分でどちらかの苗字を選ぶという風に理解している。それを問題と考えているのか。
- 西本委員： 夫婦別姓において私が一番懸念するのは子どものことだけといっていいくらいである。現実には例がない、モデルケースがないので分からないが、引きこもりや心を病む方の数が増えている。家庭がなかなか機能していないという家庭が増えている現実がある。大人の自己のために選択するのはよいが、子どもにとってのアイデンティティはどうか。周りの子からかわられるようなことが起こり自分だけなぜ違うのか、という時に、どう受け止めればよいのかと、思ってしまうことが一番心配である。この制度で一番気にかかることがこれである。議論が進んでほしいというのは分かるが、実現前のたたきがない段階で、早期実現を考える理由がないのが率直な意見。また、結婚という社会の組織を作ることに、安易な考えをもつ方もいるのかもしれない、という点では答えが難しい。パートナーと話したことはあるのか。
- 陳情者： まず、3点言いたい。夫婦別姓が認められたあとのモデルケースがない、判断の素地がないという点に関して、今すでに婚姻に踏み切れず事実婚の状態でお子さんを持つ方がいる。つまり、両親の苗字が違うがお子さんがある家庭はすでにある。さらに、それ以前から里親制度、そもそも血のつながらない親子であり苗字も当然違う場合、両親が離婚で苗字が変わるといったケースはたくさんある。社会にそういう人はすでにいる、夫婦別姓によって社会が大きく変わり、そういう家庭がたくさん生まれるのではなく、すでに家族の在り方は多様化していて、その結果制度と現実の軋轢としてこういう意見が出ていて、考える。たくさん家庭がある中で、両親の名字が違ったら子どもが不幸というのは、私からしたら傲慢な見方だと思う。2点目、お子さんの苗字が違うことで周りの子から嫌がらせを受けるのはあると思う。私も子どもの福祉は大事にしなければならないと考えているし、児童精神の病棟見学等の中で、実際に両親の不和の中でお子さんの状態が大変な状況に置かれている家庭があることは具体的に体感している。一方で、子どもは大人の振る舞いをよく見ている。自分の両親がどういうコミュニケーションをとっているのか。選択的夫婦別姓を、お互いのアイデンティティを尊重した結果、お互い旧姓を維持したいとなった両親が、お互いを尊重しながらコミュニケーションをとっている様子を見て育つ子どもは果たして不幸なのか。自分たちの利己的な理由で子ども自身を不幸に陥れるという考え方は疑問に思う。また、

周りの子から嫌がらせを受けるということについては、社会の認識の問題で、現実で家庭の在り方が多様化していて両親が外国籍であったり、里親で血がつながっていないなかったり、そういう人も等しく嫌がらせを受けたりする事例は発生しているはずである。それが起こるのは、家族の在り方があまりに一面的に受け入れられているために、そこから外れるものすべてが異様なもの、異物なものとみなす社会の空気があるために起こっていることであり、夫婦別姓を認めることはむしろそれを緩和する方向に働きさえすると考えている。最後に、パートナーと子どもについて話しているかということについて、考えてはいるが話はしていない。

- 石川信夫委員： 夫婦別姓になった場合に、家族の絆の意識が薄れるという懸念は持っていないか。
- 陳情者： どういう状況を具体的に想定されているのか。両親同士か、子どもとの関係か。
- 石川信夫委員： 同じ姓で絆が深くなり、離婚は簡単にできないと思う。離婚を助長、後押しすることにならないか。現行制度でも離婚は増えている。
- 陳情者： 離婚増加の背景はいろいろ解釈があるが、自分の肌感覚としては、男女間の不均衡が大きな理由のひとつとと思っている。今までの男性同士のコミュニケーションのようなもので、女性の自立性を尊重しないという衝突が起こっており、それが、離婚が増えている理由の一つと私は思っている。そして選択的夫婦別姓を進めた結果、離婚が増える懸念というのはよく分からない。お互いに相手の仕事、キャリア、アイデンティティを尊重したい、婚姻によって相手の苗字が変わることを望まないという人たちが求めるのが夫婦別姓である。選択的夫婦別姓はあくまで選択的であり、すべての人に別姓を強制するものではなく、同姓になりたい家族に対しては今までと同じく同姓でいられる制度で、それが離婚を助長するというのは私にはよく分からない。
- 坂倉委員： 名前のキャリアが繋がらないという方はこれまでたくさんいたと思う。不利益を被らなかつた方もいるのではないか。不利益を被った人がどれくらいいるか分からないが、被らない施策を講じればよいのではないか。
- 陳情者： まずそもそも、今声を上げている人は困っているから声を上げている。不利益を被った例は調べればたくさん出てくる。朝日新聞でも実際に婚姻によってライターの方でキャリアの連続性が絶たれ苦勞したという研究者の方などいろいろな声を集めた特集もあり、不利益を被った人は確実に社会の中で可視化されている。一方で被らなかつた人もいるのではというのは当たり前のことであり、現在の婚姻制度が万人に対して不利益を与えるからやめるべきとは一切言っていない。現在の制度から零れ落ちる、多数ではなく少数で、一部ではあるが、それにより困っている人がいるから、制度をあわせて変えるべきというのが私の考えである。この国は民主主義であり、人が自分たちの不利益を解消するために国家を運営している部分がある。人々が生活でき

るように制度を作っても零れ落ちる人は当然いる。それがどんなに少数で、マジョリティでなかったとしても、そこに困っている人がいるのであれば、極力その人の権利を保障するように動くというのが政治の基本的な役割ではないかというのが私の意見である。困っていない人がいるというのは当然承知しているし、困っている人は少数派ではないかと言われればそのとおりであるが、ただその困っている人に目を向けないのであれば政治家は何のために仕事をしているのかと私は思う。

- 坂倉委員： 子どもの話が出ていたので、小さな子どもでも有名なYouTuberになって稼いでいたりするが、夫婦別姓となるとすると名前のキャリアは変わるのではないか。例えば20歳になったらどちらかの苗字を選べるとなった時、最初の名前が本当に幸せになるかどうかというのは分からないと思うが、考えたことはあるか。
- 陳情者： 成長の後に自分の苗字が変わるから子どものキャリアの連続性が絶たれるということか。連続性を優先したいのであれば苗字を変えなければいいのではないか。
- 坂倉委員： 子どもの意思で変えるのだから仕方ないということか。
- 陳情者： 子ども自身のキャリアを連続したいのであれば変えることは選ばないと思うが、それを押してどちらかに選んで変える場合には、その子は納得して変えたということではないか。
- 坂倉委員： 子どもが自分の名前を選べないというのは、今も同じである。生まれてきた子は親が名前を登録する。子どもが大きくなってその名前が気に入らないということもある。別姓になるとケースが似ていないか。
- 陳情者： 子どもが自分の苗字を選ばず、恣意的に親がどちらかの苗字を付けるのは選択的夫婦別姓が導入されていない今でも同じである。婚姻届を出すときにどちらの姓に合わせるか親が選んで、子は自分で苗字を選ぶことなく親が決めた苗字になる強制性、子どもの自由意志のなさみたいなものは今も同じではないか。
- 松山副委員長： 子どものことが今一番問題になっているが、そういうことを議論してほしいと国に訴えてほしいという趣旨か。
- 陳情者： 意見書案にも書いたが、法制審議会においても、選択的夫婦別姓をこう導入したらどうかと審議がされ、仮の法案の提出もされてから27年経過している。本来であれば審議もとっくに済んで法制化していて欲しいというのが希望だが、現実はそのようではない。とにかく議論を始めて、加速させていって欲しいというのが趣旨であり、そのとおりである。
- 松山副委員長： ここで具体的なことを討論しても国に届かないので、国の審議を進めてほしいということである。

— 休憩 —

意見

- 坂倉委員：個人的には、どちらかにこだわる思いはないが、今回の要望の内容が、別姓にする・しないではなく、議論を始めるといふ要望であれば賛成である。
- 石川信夫委員：陳情書を読んだときに感じた趣旨としては、夫婦になったときどちらかの姓に合わせるのは、仕事に支障が出るから別姓がいいということだと思った。だが別姓になれば、家族の絆意識が薄れると思う。家族がバラバラになる方向を後押しする可能性があると思う。結果、離婚が増え、母子家庭が増えれば、社会保障費が増え、国に依存する人を増やすことが懸念される。夫婦別姓制度は、家族制度そのものに影響を与えかねないものであるため、慎重に影響を検討するべきと考える。よってこの陳情自体に反対である。国への意見書提出についても反対である。
- 西本委員：夫婦別姓について私自身で判断するデータが少ない。ただ何十年も保留にされている気持ちも分かるので、議論を深めること、私たちもよく知ることを進めていくためであれば前向きに応援したい。夫婦別姓を推進する以前の問題に世論も動いた方がいいのかなと思う。
- 秋山委員：意見書案を読むと、賛否ではなく、国会に選択的夫婦別姓の法制化に向けた議論を早やかに開始し議論を進めるよう求めるということで、表題と齟齬がある。私自身は夫婦別姓に対して賛成でも反対でもない立場である。その中で、趣旨である議論の推進と表題を変え、最後の部分を、議論を速やかに開始するように求めるというような内容であれば賛成である。
- 松山副委員長：議論の推進をすることに賛成する。
- 村尾委員長：議論を進めることに関する陳情ととらえ、採決する。

採決の結果、賛成多数により採択とすべきものと決す。

閉 会